

別表2 令和3年度 水質検査項目一覧表

(水道事業者名:瑞浪市)

浄水場名: 東部広域水道(浄水受水)
水源種別: 表流水
採水場所: 別紙一覧表による25箇所
健康診断: 定期健診(4月、10月)
委託機関: 水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の指定する者
検査方法: 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)

	水質検査項目	検査の回数	年間回数	理 由
1	一般細菌	毎月	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
4	水銀及びその化合物	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
5	セレン及びその化合物	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
6	鉛及びその化合物	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
7	ヒ素及びその化合物	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
8	六価クロム化合物	3ヶ月毎	4	基準値改正のため
9	亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	4	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるが安全性確認のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
12	フッ素及びその化合物	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
13	ホウ素及びその化合物	3ヶ月毎	4	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるが安全性確認のため
14	四塩化炭素	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
15	1,4-ジオキサン	3ヶ月毎	4	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるが安全性確認のため
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレ	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
17	ジクロロメタン	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
18	テトラクロロエチレン	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
19	トリクロロエチレン	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
20	ベンゼン	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
21	塩素酸	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロホルム	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
26	臭素酸	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
27	総トリハロメタン	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
30	ブロモホルム	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	4	3ヶ月に1回省略不可
32	亜鉛及びその化合物	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
33	アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎	4	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるが安全性確認のため
34	鉄及びその化合物	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
35	銅及びその化合物	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
36	ナトリウム及びその化合物	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
37	マンガン及びその化合物	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
38	塩化物イオン	毎月	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
40	蒸発残留物	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
41	陰イオン界面活性剤	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
42	ジェオスミン	年1回	1	浄水受水のため
43	2-メチルイソボルネオール	年1回	1	浄水受水のため
44	非イオン界面活性剤	3ヶ月毎	4	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるが安全性確認のため
45	フェノール類	年1回	1	過去3年の検査結果が基準値の5分の1以下であるため
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

毎月検査	9項目
3ヶ月毎	27項目
年1回	51項目